

子ども・子育て支援金の徴収が始まります

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。

いよいよ令和8年4月分の保険料より、
「子ども・子育て支援金」の徴収が始まります。

1. 誰が支払うのか？

医療保険制度の加入者全員が対象です。

- 協会けんぽや組合等の被用者保険... 4月分の保険料より給与から天引きが開始
- 国民健康保険・後期高齢者医療制度... 6~7月頃に納入通知書にて、金額と徴収開始時期が通知されます。

2. いくら支払うのか？

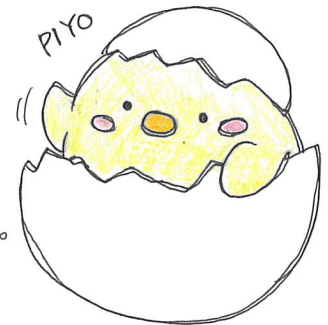
(協会けんぽ等の被用者保険の場合)

計算方法... 健康保険の標準報酬月額 × 支援金率

- ※ 令和8年度の支援金率は0.23%です。
- ※ 支援金の半分は企業が負担することとなります。
- ※ 育児休業中は免除されます。

例) 標準報酬月額が30万円の人の場合...

$30万円 \times 0.23\% = 690円$ (従業員負担345円, 会社負担345円)



3. ボーナス(賞与)からも徴収が必要です。

4月分の保険料から徴収が必要のため、4月に賞与がある会社様はご注意ください。

4. なぜ「独身税」と呼ばれているのか？

子ども・子育て支援金の徴収は医療保険加入者全員が対象です。
独身、既婚、子どもの有無にかかわらず負担が発生します。
子育て支援を用途とされるため、独身者や子育てを終えた高齢者には
現状で直接的な恩恵がない為、SNS等では「独身税」と揶揄されています。
少子化が進む今、将来の働き手となる子どもたちを
世代や立場を超えて支えることが、より良い社会を築いていくとされています。